

# 確定申告にあたっての重要なお知らせ

社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入により、平成28年分以降の確定申告書等の提出の際には、「マイナンバーの記載」+「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要となります。

## (本人確認書類)

### ◆マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅などからe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

### ◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類	+	身元確認書類
《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》 ◎通知カード ◎住民票の写しまたは住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限りです。) などのうちいずれか1つ		《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》 ◎運転免許証 ◎公的医療保険の被保険者証 ◎パスポート ◎身体障害者手帳 ◎在留カード などのうちいずれか1つ

※詳しくは、熊本国税局のホームページ(www.nta.go.jp/kumamoto/index.htm)をご覧くださいか、阿蘇税務署にお問い合わせください。

※確定申告については、「広報南阿蘇1月号」にも記載していますので、ご覧ください。

〈問い合わせ〉阿蘇税務署 Tel.0967(22)0551 (自動音声案内)

## 1月1日から延滞金の計算方法が変わりました

### 【延滞金とは】

地方税を納期限までに完納しない場合に、遅延利息の意味で課せられる徴収金をいいます。納期限の翌日から納付までの期間に応じて計算されます。

		本則(注1)	特例	基準による割合
平成29年 1月1日~ 12月31日	納期限の翌日から1カ月を経過するまで	7.3%	特例基準割合+1%	2.7%(注2)
	納期限の翌日から1カ月を経過した日以後	14.6%	特例基準割合+7.3%	9.0%(注2)

### 【特例基準割合の定義】

各年の前々年の10月から前年の9月までにおける国内銀行の新規「短期貸出約定平均金利」の平均の割合に、年1%を加算した割合

### 【延滞金】

特例基準割合に年7.3%を加算した割合とする。

(納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間については、特例基準割合に年1%を加算した割合)

※注1 特例の割合が本則の割合を超える場合は、本則の割合とします。

※注2 特例基準割合を、「国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利(0.7%)+1%=1.7%」として算出しています。

〈問い合わせ〉役場 税務課収納係 Tel.(62)9181